

新潟市立藤見中学校PTA会則

昭和52年5月6日改正
昭和56年4月28日改正
昭和63年2月10日改正
平成7年4月27日改正
平成10年4月24日改正
平成17年4月21日改正

平成28年4月30日改正
令和2年7月9日改正
令和3年3月16日改正

第1条（名 称）

本会は新潟市立藤見中学校PTAと言い、事務所を藤見中学校に置く。
（以下「学校」というのは藤見中学校を指す。）

第2条（目 的）

本会は家庭と学校との緊密な連絡と協力とによって、教育の実を挙げることを目的とする。

第3条（事 業）

本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 生徒の学業奨励及び保健福利についてのこと。
2. 生徒の生活補導についてのこと。
3. 職員の研究助成についてのこと。
4. 父母の教養に関する研修についてのこと。
5. その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

第4条（組 織）

本会は生徒の保護者並びに学校職員及び学区内で、本会の趣旨に賛同される者をもって組織する。

第5条（役員任期）

本会は下記の職員を置き、任期は1か年とする。但し、重任は差し支えない。
又、次の役員選出まで引き続き任務を行う。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 若干名（内1名は教頭とする）
3. 常任委員 若干名
4. 委 員 各学級4名
5. 会計監事 3名（各学年から1名）
6. 会 計 2名（内1名は学校側から）
7. 幹 事 2名（学校側から）

第6条（役員選出）

本会役員選出は、次の方法による。

1. 会長、副会長は委員総会で推薦し、総会で承認する。
2. 常任委員は委員の中から選任する。
3. 委員は各学級より選出する。
学校側委員は会長が委嘱する。
4. 会計監事は委員の中から選任する。
5. 会計の1名は副会長が兼務し、他1名は学校側から。
6. 幹事は会長の委嘱による。

第7条（役員の仕事）

本会の役員は、次の仕事を行う。

1. 会長は会を代表し、会務を掌理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 常任委員は常任委員会を構成して各種の原案を作成し、会務を分担執行する。
常任委員の分担する会務は部会規程による。
但し、部会に属さない事項は、常任委員会で処理する。
4. 委員は委員会を構成し、本会の運営、予算、決算、緊急の事項を総会に代って協議し決議する。
5. 会見監事は会計を監査する。
6. 会計は会長の旨に従って、予算経理を執行する。
7. 幹事は会長の命をうけ、会務を処理する。

第8条（校長）

校長は本会の諸会議に意見を表明できるものとする。

第9条（会議）

本会は毎年1回定期総会を開き、必要によっては臨時総会を開く。

常任委員会、委員会は随時開く。前記の会議は会長が招集する。

第10条（決議）

すべての会議の議決は、出席者の過半数の賛成が必要である。ただし、会議の実施が困難な場合は、書面・委任による決議も可とする。

第11条（慶弔規定）

本会は生徒・職員・保護者の慶弔規程を設け、細則は別に定める。

第12条（経費）

本会の会費及びその他の収入で運営する。会費は、生徒・職員年額4,000円とし、年10回分割納入とする。ただし、調整により減額することもある。

第13条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。本会の会計は総会の承認を得るものとする。

第14条（付則）

1. 本会の会則を変更するには、総会の決議が必要である。
2. 本会の部会規程は別に定める。
3. 本会の会則は昭和36年4月16日より実施する。

藤見中学校 P T A 部会規程

昭和52年5月 6日改正
昭和56年4月28日改正
昭和63年2月10日改正
令和 3年3月16日改正

会則第14条2の規定に基づき次のとおり部会規程を定める。

1. 本会には、次の部を置く。

学年部	{	第1学年部
		第2学年部
		第3学年部
専門部	{	広報・教養部
		環境整備部
		健全育成部

2. 委員は各学級4名選出し、内3名は専門部に、内1名は学年部に所属する。

3. 各部には次の役員を置く。

部長	1名	}	部員内より互選する。
副部長	2名		

4. 部会は、定期または随時に開催する。部会における分担会務の通常事項はその部
度処理するが、重要事項は、常任委員会にはかるものとする。

各部は相互に連絡協調し、学校諸行事に随時参加する。

5. 各部の会務分担内容は、次のとおりである。

学年部

- ・ 学年所属会員より選出された委員によって構成
- ・ 当該学年内の教育運営についての協議並びに執行

専門部

(1) 広報・教養部

- ・ P T A 広報活動
- ・ 保護者の教養に関する研修の推進

(2) 環境整備部

- ・ 校地、校舎の整備の促進
- ・ 備品、教材、教具の充実の促進

(3) 健全育成部

- ・ 生徒の健全育成に関する諸活動
- ・ 地域関係諸団体との協力
- ・ 体育運動の奨励と関係行事の推進

6. 本規定は、昭和36年4月16日より実施する。